

いま企業社会を問う

森 岡 孝 二 (関西大学教授)

6月27、28日の両日、立命館大学を会場に「いま協同を問う'92全国集会」が開かれる。集会では、地球環境、企業・労働、医療・福祉、教育・文化など今日の日本社会がかかえる諸問題が討議され、それらを解決する上での労働者の協同のあり方が探究される。ここでは、この集会の討議への誌上参加を意図して、企業社会といわれる今日の日本社会の労働と生活について発言してみたい。

1. 高まる企業社会批判

いま日本では、戦後の第2の企業批判のうねりが起きている。

企業批判の第1のうねりは、1970年代の半ばに起きた。その背景には、1960年代から深刻さをまわしてきた公害問題と、第1次オイルショックを引金とする消費者物価の高騰とがあった。この時期には公害反対運動や消費者運動が高まり、安全で安い商品を生産者と消費者が協同して供給するための生活協同組合が全国各地でいくつも生まれ、既存の生協もその組織を大きく拡大した。

企業批判の第2のうねりは、1980年代の末から始まった。過労死問題、地球環境問題、バブル経済と地価高騰、金融・証券不祥事、企業の政治献金がらみのスキャンダル(リクルート、共和、佐川急便)などが80年代後半から90年代初めにかけて一斉に深刻化するか表面化して、国民はこれらの問題を生み出してきた企業の責任を問いはじめた。というより、むしろ、経済生活にかぎらず社会生活や政治生活までも企業中心・会社本位になっている日本の社会システムのあり方そのものを問うようになった。

企業批判の第2のうねりは、企業社会批判として広がっている。第1のうねりにさいしての批判は、公害問題にしても物価問題にしても、人々の消費生活の場から発せられたものであったが、第

2のうねりは、より根源的な労働生活の場から発している。そのことは、今日の企業社会批判の直接的背景をなしているのが長時間過密労働とそれに起因する過労死問題、家庭責任を放棄した会社人間によって引き起こされる家族の解体や家庭機能の麻痺、男性の超長時間労働のゆえに温存されてきた職場と家庭における男女差別などの諸問題であることから了解されよう。

国民の間でも企業社会批判の噴出をまえに、政府や産業界の一部も日本の社会システムの見直し論議に着手し、「労働の人間化」や「社会人間からの脱却」を口にし始めたが、企業社会を自己の支配基盤として、その拡大を直接に担ってきた人々に、企業社会の制御と超克を期待することはできない。労働の余暇の享受を許すような人間的な営みになり、さらに労働者が使用人根性を捨てて労働の場においても自ら主体として振舞うことができるようになるには、おそらくは、労働基準法の抜本的改正による労働時間の規制と短縮が避けられないだけでなく、働くものが自ら組織する労働者協同組合の発展が要請されるだろう。

2. 日本資本主義の特異性

日本は高度に発展した資本主義国でありながら、他の先進資本主義国に比していくつかの特異性を有している。

国際的な枠組みからいうと、日本は日米安保条約の下でアメリカへ軍事的・外交的に従属し、アメリカのグローバルな蓄積戦略に順応することによって経済成長を追求してきた「アメリカ追随国家」である。

国内的枠組みからいうと、日本は資本主義蓄積に対する制御を欠いた経済成長第一主義、無限拡大主義の「暴走資本主義」である。そのことは労働基準法による労働時間規制と労働組合の職務規

制がともに形骸化し、無権利のパートタイム労働と長時間のサービス残業（ただ働き）をふくむ残業が、それぞれに急激な経済成長の過程で労働供給と労働コストの緩衝装置（バッファー）として機能するよう仕組まれてきたことに端的に表われている。

奥村宏氏は『法人資本主義—「会社本位」の体系』（朝日文庫、1991年）において、「株式所有の法人化」あるいは「法人所有に基づいた経営者による支配」が「会社本位」主義の根源だと主張している。この説にしたがえば、法人所有の構造に根本的なメスを入れて、巨大企業である法人企業を小企業に解体しないかぎり日本型企業社会の变革はありえないことになる。私は奥村氏があげる法人資本主義の諸特徴が企業社会の諸特徴と多くの点で重なり合っていることを否定するものではない。しかし、「企業を市民社会の制御下におく」（内橋克人『尊敬おく能わざる企業』光文社、1991年）という見地からみるなら、日本社会の企業社会化の根源は、株式所有の法人化ではなく、労働時間の法的制限が十分に確立していないために法人企業に働く人々の能動的な生活時間の大部分が労働時間になっていることと、わが国では法人も人なりという理由で企業の政治献金が野放しにされてきたために企業中心の政治を制度化されてきたことに求めるべきだと思われる。この二つが最も基本的な原因となって、社会の価値体系が企業中心になり、経済生活のみならず精神生活や政治生活においても企業、とくに大企業がつよい支配力をもつ構造がつくりだされているのではあるまいか。

渡辺治氏は『「豊かな社会」日本の構造』（労働旬報社、1990年）において、日本社会における「資本主義の原理の過剰貫徹」を指摘している。これは労働者を過労死させるまで働かせるような、ブレーキなき「暴走資本主義」を問題にしているかぎり、そうだとしか言うようなない指摘であるように思われる。しかし、控えめに見積もっても労働者1人平均年間400時間からの残業を行い、200時間を超えると推計されるほどの長時間のサ

ービス残業を行なっているということからみると、労働力を一定の時間を区切って販売し、労働に応じて支払いを受けるという単純な資本主義原理さえ貫徹していないのが日本資本主義だともいうる（拙稿「日本型企業社会と労働時間構造の二極化—過労死問題へのアプローチ—」『経済』1992年3月号を参照）。日常的に長時間のただ働きが存在するという労働実態からみれば、日本は労働者が権利主体（自由な人格）として十分に解放されていない社会だとさえいえなくはない。

3. マルクス『資本論』と 工場法・協同組合

マルクスは『資本論』で労働力の商品化の条件として「二重の意味」の自由をあげている。すなわち、①労働者が共同体的強制から解き離れた自由な人格として市場経済の権利主体になること、②労働者が労働力の生産と実現のために必要ないっさいの手段から解き放たれていることとの二つである。これに照らしていえば、労働者が権利主体として民主主義を担い自覚的・意識的に社会を形成しうするためには次の三つの前提条件がみとされねばならない。①直接生産者（労働者）が農奴制的隷属やギルド的強制から解放されていること。②労働日（1日の労働時間）が合理的限度に制限・短縮されていること。③国民教育が一般化し、普通選挙権が男女の別なく確立して労働者階級が政治参加の制度と能力をもつにいたっていること。

第2の労働日が合理的限度に制限されているという条件は、労働力商品の販売条件でもあって、労働者は労働力にたいする自己の所有権を手放さず、その使用権を一定の時間ぎめで繰り返し販売する場合のみ、労働力の売り手として自由な労働者たりえる。この意味で労働力商品の定在は実効性のある工場法（労働時間制限法）の存在を前提している。

マルクスは『資本論』第1巻において、工場立法の歴史と意義について実に多くのページを割いている。彼が『資本論』の清書を行なった時期は

ちょうど成立された国際労働者協会（第1インターナショナル）で指導的役割を果たし始めた時期と重なっており、彼が『資本論』に込めようとしたメッセージは同協会のマルクスの手になる文書からも読みとることができる。

マルクスは工場法・10時間法について国際労働者協定の創立宣言でいう。

「労働時間の法律的制限をめぐるこの闘争は、（利潤追求者の）貧欲をおびえさせた以外に、じつに、中間階級の経済学である需要供給の法則の盲目的支配と、労働者階級の経済学である社会的先見によって管理される社会的生産とのあいだの偉大な抗争に影響を及ぼすものであったから、なおさら激しくたたかわれた。」「しかし、所有の経済学にたいする労働の経済学のいっそう大きな勝利が、まだそのあとに待ちかまえていた。われわれが言うのは、協同組合運動のこと、とくに少数の大胆な『働き手』が外部の援助をうけずに自力で創立した協同組合工場のことである。これらの偉大な社会的実験の価値は、いくら大きく評価しても評価しすぎることはない。それは議論ではなくて行為によって、次のことを示した。すなわち、近代科学の要請に応じて大規模にいとままれる生産は、働き手の階級を雇用する主人の階級がいなくてもやっていけるということ、労働手段は、それが果実を生み出すためには、働く人自身にたいする支配の手段、強奪の手段として独占されるにはおよばないということ、賃労働は、奴隷労働と同じように、また農奴の労働とも同じように、一時的な、下級の形態にすぎず、やがては、自発的な手、いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤労にしたがう結合労働に席をゆずって消滅すべき運命にあるということである」（全集16巻9—10ページ）

4. 民主的社会システムに向けて

紙幅の制約から言い残した論点を含めて、現代日本で企業社会をこえて生活者主体の民主的社会システムを設計しようとすれば、どんな筋道が展望されるのかを、以下箇条書に記しておこう。

1) 労働基準法の抜本的改正による労働時間の制限・短縮

とくに残業規制とサービス残業の禁止をつうじた労働者の企業からの独立（会社人間からの脱皮）。労働時間規制を有効にさせるための労使の合意に基づく科学的な標準作業時間の決定と必要員数の確保。

2) 企業の政治献金の禁止

企業が国家意思の形成に直接に参加することを許さず、自然人たる国民が主権者として政治に参加して国家意思を形成するルールの確立。

3) 企業に対する対抗力としての労働組合の再生。労働組合が企業主義から脱皮し、労働者の生活と生命を資本の圧迫から守るという本来の活動に立ち戻る。

4) 生産者および消費者の協同組合の育成

労働が資本のもとで行なわれ商品が利潤のために生産されるシステムから、労働と経営が一本化し生産が消費のために組織されるシステム。

5) 株式会社の社会性・公共性を制度化する民主主義的ルールの整備

株式会社法、独占禁止法、消費者保護法、公益事業統制、証券取引規制などの法制度の整備によって株式会社の利潤追求を社会的・公共的利益に従属されるためのルールを確立。